

船舶事故調査報告書

平成27年11月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成27年4月18日 08時00分ごろ～10時00分ごろの間）
発生場所	不明（愛知県田原市南神戸町東浜辺沖）
事故の概要	漁船新雄丸は、転覆した状態で発見された。 船長は、溺水した。
事故調査の経過	平成27年4月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 新雄丸、0.8トン AC3-59189（漁船登録番号）、個人所有 6.28m(Lr)×1.77m×0.69m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、平成8年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月3日 免許証交付日 平成25年12月19日 (平成31年8月22日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2 海象：海上 平穏、水温 約16℃
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成27年4月18日08時00分ごろ愛知県田原市赤羽根漁港を出港した。 本船は、田原市南神戸町東浜辺の海岸から約200m沖において、転覆した状態で、また、船長は、付近で浮いているところを近くで釣りをしていた人に発見され、10時00分ごろ警察へ通報された。 船長は、搬送先の病院で溺水による死亡と検案された。 (付図1 事故発生場所概略図 参照)
その他の事項	船長は、救命胴衣を着用していなかった。 船長は、ながらみと呼ばれる巻き貝の一種を採取する操業を行って

	<p>おり、本事故当時、健康状態に問題はなかった。</p> <p>本船は、赤羽根漁港を出港する際に目撃されていたが、本事故発生時の目撃情報はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、船長が1人で乗り組み、08時00分ごろ赤羽根漁港を出港した後、10時00分ごろ南神戸町東浜辺の海岸沖で転覆した状態で発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、赤羽根漁港を出港した後、転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶に乗船している者は、救命胴衣を着用すること。 ・ 突発的な事故などが発生したときに備え、防水型の携帯電話などを身につけておくこと。

付図1 事故発生場所概略図

